

○岡山市御津郷土歴史資料館条例施行規則

平成21年12月24日  
市教育委員会規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山市御津郷土歴史資料館条例（平成21年市条例第55号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 資料館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 資料館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は別に定めることができる。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の規定により休日となる日を除く。）
- (2) 12月28日から1月4日まで
- (3) 国民の祝日に関する法律第3条の規定により休日となる日の翌日（その日が土曜日、日曜日及び休日となるときは、その日後で直近の土曜日、日曜日及び休日でない日）

(入館者の遵守事項)

第4条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けずに、広告類を掲示し、又は配布しないこと。
- (2) 許可を受けずに、物品等を販売し、又は金品の寄付募集をしないこと。
- (3) 所定の場所以外において、飲食及び喫煙をしないこと。
- (4) 前3号に定めるもののほか、資料館職員の指示に反する行為をしないこと。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年3月22日から施行する。

